

介護保険制度

②

介護保険は、40歳以上の方からの保険料をもとに、介護を社会全体で支える制度です。財源は国・県・町が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者の保険料により運営されています。



今回は「介護保険料」についてご説明します。

保険料額について

65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)に分けられ保険料が設定されます。

65歳以上の方の保険料は、介護サービスの提供に必要な費用などに応じ、保険料の基準額が決定されます。この基準額をもとに、被保険者の所得段階別に応じた保険料が計算されます。

また、保険料は3年ごと

に見直されます。

※平成20年までの当町の基準額は年額3万6,000円(月額3,000円)です。

介護保険料の納め方

年金の受給額により「特別徴収」と「普通徴収」に分けられます。

◎特別徴収

年金の年額が18万円以上の方は年金からの差し引きで保険料を納めます。※年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。対象となる年金は、老齢・退職・遺族・障害年金です。

※年金額が18万円以上の方でも年度途中で65歳になった時、保険料額や年金額が変更になった時など、納付書による納付となる

場合があります。

◎普通徴収

年金の年額が18万円未満の方は、町から送付される納付書で納めます。

※普通徴収の方は口座振替が便利です。(納付書・通帳・銀行印を持って指定金融機関で手続きをしてください。)

◎40歳以上65歳未満の方それぞれが加入している

る医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

介護保険料を滞納すると...

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

【1年以上滞納した場合】
サービス利用料をいったん全額自己負担し、申

請により保険給付費(9割)の払戻しを受ける「償還払い」に変更になります。

【1年6ヶ月以上滞納した場合】

保険給付分の一部または全部が差し止めとなります。

また、滞納が続く場合は、差し止められた額から滞納保険料が差し引かれます。

【2年以上滞納した場合】
期間に応じて利用者負担(通常1割)が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費も受けられなくなります。

保険料は、わたしたちの町の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに、安心して介護サービスが利用できるよう保険料は必ず納めましょう。

◆問い合わせ

福祉課介護班
☎ 041257

平成20年度の保険料額 (第1号被保険者)

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 生活保護の受給者	基準額×0.5=18,000円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5=18,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	基準額×0.75=27,000円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の方	基準額=36,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25=45,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5=54,000円